

日本植民地時代に「契約移民」として ブラジルへ移住した朝鮮人一家

全 淑 美

はじめに

日本人のブラジル渡航旅券交付第一号は1907年、その年だけで二十余人を数え、さらに契約移民としてブラジル移住が開始されたのは1908年の移民船笠戸丸からである。そして、来る2008年にはブラジル移住100年を迎えることになる。

従来、ブラジル移民史研究は、日本人移民に関する研究に留まっていた⁽¹⁾。というよりも1925年以来日本の国策として行われていたこともあって、日本人以外の人々が移住したとは考え難かった。ところが、パウリスタ新聞(ブラジル)の記者であった高橋幸春氏のレポート(1982年、以下『高橋レポート』)⁽²⁾により、植民地時代の朝鮮人移住者の存在が明らかになった。しかしながら、それ以降も研究対象として取り上げられることはなかった。また、韓国・朝鮮系の移民・移住に関する研究はアメリカ、旧ソ連、中国、日本が中心で、ブラジルがその対象になることもなかった。本格的な研究としては、管見の限りでは、Choi (1991)⁽³⁾が最初の論文と思われるが、1962年以降の朴正熙政権

時代に移住した韓国人にその視点があてられ、日本植民地時代の朝鮮人移住者については紹介程度に留まっている。また、田口純一氏(1999)⁽⁴⁾は在伯韓国人のライフ・ヒストリーを発表しているが、その対象者は戦後の入国者であり、植民地時代の移住者については触れていない。

ところが、この度、高橋氏がインタビューした移住者とは別に、『神戸移住教養所概要』及び海外興業株式会社作成の『伯刺西爾行移民名簿』(以下、『移民名簿』)から、正式な契約移民として移住した朝鮮人の存在が判明した。その朝鮮人家族とは、金永斗氏一家6名で、1931年6月29日、「まにら丸」にて神戸港を出港し、同年8月28日サンツ港に到着している。

筆者は、2005年6月10日から8月8日までの約2ヶ月間、ブラジル・サンパウロにて現地調査を行った。先行研究やレポート、『移民名簿』で氏名が確認できた人々は、すでに死亡あるいは消息が掴めず、そのため、遺族とそれらの人々を知る韓国系・日系コロニアの関係者から聞き取り調査と資料収集を行った。

調査の結果、契約移民に関しては、朝鮮名で入国したのはこの金永斗氏一家だけであること

(1) 藤崎康夫、今野敏彦編・著『移民史 [I] 南米編』新泉社、1994年。石川友紀『日本移民の地理学的研究』椿樹書林、1997年。石川友紀氏は、日本移民の実態を、資料と調査の両面から研究をすすめ、その解明に努めている。

(2) 高橋幸春「祖国は遠きにありて」『月刊ジャーナリスト』情報センター出版、1982年。戦前の移住韓国人2名(故人)のインタビューレポート。移住す

る経緯や現地での生活に加え、アイデンティティーにまで掘り下げる考察したもの。また、2人が所持していた旅券の写真は歴史的にも貴重な資料である。

(3) Keurn Joa Choi『韓国移民史：虹を超えて』サンパウロ大学修士論文、1991年。原文：ポルトガル語

(4) 田口純一「知の大冒険ーある在伯韓国人のライフ・ヒストリー」『文化と情報』第二号、1999年

が判明し、加えて『神戸移住教養所概要』では数字に上がらなかつた人々、即ち1928年、国立移民収容所ができる以前に移住した人々の存在も明らかになった。

そこで、日本植民地時代に移住した朝鮮人の解明に努め、現韓国系コロニアの形成との関連や植民地時代に移住した彼らの歴史的役割について考察したい。本稿では、その第一歩として、契約移民として移住した金永斗氏一家についての調査結果を報告する。

尚、本文で使用した人物名はすべて実名で、生存者については匿名希望者を除き、本人の了承を得て実名を使用している。そのため、本稿では氏名はすべて尊称を用いることにした。また、出身地を表現する国号は、戦前の入国者については1962年の同胞を迎えるまでを「朝鮮」、1962年以降の大韓民国からの入国者については「韓国」、1956年の入国者については南北両地域から入国しているが、戦後は韓国系コロニアという名称が定着していることもあり、戦後の入国者には「韓国」を用いる。地理的な半島名は「朝鮮半島」とする。インタビューの引用に際しては、発言者の表現通りに記している。

また、年号については、植民地時代に関しては資料の比較の関係もあって、西暦と元号を併記する場合もあるが、原則上西暦を用いた。

1. 日本植民地時代に於ける

(5) 「移住に必要な衛生、教養上の保護指導」(拓務省『拓務要覧』昭和四年度版、331頁) がなされた。ブラジル移住者は全員この国立移民収容所に集められた。

(6) 昭和九年三月編「収容移民政府縣別統計表」には「昭和三年」が「一」、「昭和六年」が、「十二」、「昭和八年」が「十三」となっているが、合計は「十三」であり、他の頁の数字などから、昭和八年の「十三」は誤植と判断した。

(7) 1907年忠清北道生まれ。1928年9月20日入国。 ブラジル日系自由メソジスト布教第一陣として移

朝鮮人移住者の存在

1927年(昭和2)7月、勅令で移民収容所官制が公布され、それを受け、翌年3月、国立移民収容所が神戸に設立された。そこは、ブラジル移住者が出発前に約1週間滞在し、無料で研修および健康診査等を受ける施設であった⁽⁵⁾。1932年(昭和7)に神戸移住教養所と改名され、公式文書として残されている『神戸移住教養所概要』昭和九年三月編、及び昭和十二年三月編「収容移民政府縣別統計表」には朝鮮出身13名が記録されている⁽⁶⁾。個人の氏名は非公開で不明であるが、1928年(昭和3)に1名、1931年(昭和6)に12名、神戸港よりブラジル・サントス港に向けて出発していることが記されている。1928年の1名については、『高橋レポート』(1982)より張昇浩氏⁽⁷⁾であることはすでに知られるところである。

そこで、残りの12名を調査すべく、ブラジル移民を一手に引受けている海外興業株式会社⁽⁸⁾作成の『移民名簿』をつぶさに当たってみたところ、はじめに述べたように、朝鮮人一家6名が自費家族移民の契約移民として、日本人に混じてブラジルのコーヒー農園に入植していたことが判明した。その一家の渡伯年はちょうど1931年(昭和6)であった。また、『移民名簿』すべてを閲覧したが、朝鮮人名で入植した者は彼らだけであった。

そこに記載されていた朝鮮人家族は次のように

住。また、戦後の韓国系コロニアの基礎固め的存在でもあり、韓国政府やブラジル韓人会からも功労賞等多数受賞している。

(8) 海外興業株式会社とは1917年(大正6)12月に南米植民・東洋移民・日本植民・日本移民株式会社(名目のみ)4社が一体となり、海外興業株式会社を設立した。1920年(大正9年)11月には森岡移民株式合資会社を合弁吸収し、日本唯一の移民会社となった。(石川友紀『日本移民の地理学的研究』榕樹書林、1997年、200~201ページ参照)

な一家である。〔写真1〕

原籍：朝鮮忠清南道大田郡大田邑大興町四
七三番地

氏名：家長金永斗49才(1882年生)、妻李
玉貞43才(1887年生)、長男金哲洙18才(1913
年生)、二男金昌洙14才(1916年生)、三男
金達洙12才(1919年生)、長女金蕙郷7才
(1924年生) <『移民名簿』より抜粋>

また、残り6名を知る手がかりとして、次のようなことが考えられる。

『神戸移住教養所概要』には1928年(昭和3)の欄に朝鮮出身者1名がはっきりと記入されているが、1928年に神戸港を出航した「もんてびでを丸」の『移民名簿』には出身地としての「朝鮮」という記載はなかった。ところが、サンパウロ州立移民博物館に保存されているサントス港到着の移民船乗客名簿である『LISTA GERAL DE PASSAGEIROS – PARA O PORTO DE SANTOS –』〔写真2〕(以下、『乗客リスト』)には「Cho Sho Koh」の文字が見られ〔写真2 b〕、1928年(昭和3)に渡伯した朝鮮人は、『高橋レポート』にあるように張昇浩氏であることが確認できた。

(9) 1900年大阪生まれ。1928年6月8日入国。自由メソジスト教牧師で、ブラジル布教第一陣となる。1946年6月26日、交通事故によりサンパウロで死亡(「初代牧師西住 正義先生の思い出I、略歴のかたちで」『わが群の歩み』ブラジル自由メソジスト日系教団本部、1976年、10ページ及び『移民四十年史』香山六郎著者兼発行、1949年、381ページ参照)

(10) 移住に必要な家族の条件を満たすために、単身青年男女の書類上の偽装結婚や偽装養子縁組した「偽装家族」を指す用語として、日系コロニアでは一般的に使用されている。

(11) 『朝鮮総督府統計年報』の「海外渡航者数種類別」では「内地人」「朝鮮人」と別記されていて、日本人も朝鮮総督府の管理下にあった。その意味では日本人の朝鮮出身者がいて不思議はない。ところが国別欄に「南米ブラジル」が記載されているのは1915年まで、その後は「其ノ他」としてまとめられ、

『移民名簿』に6名の氏名が記載されていることは既に述べたが、その『移民名簿』には移民取扱人である海外興業株式会社を通して移住した者のみで、自由渡航者については記載されていないのである。例えば、張昇浩氏の渡伯の切っ掛けを作った重要人物で、1928年(昭和3)4月17日出航の「らぶらた丸」で移住した西住正義氏⁽⁹⁾の氏名は存在しない。したがって張昇浩氏の氏名も存在しないのである。しかし、サントス港での『乗客リスト』には西住正義氏、張昇浩氏の名は先に述べたように明記されている。

よって、13名のうち残り7名は自由渡航者、或いは日本名を使い「構成家族」⁽¹⁰⁾の一員となつて紛れ込んでいた可能性がある。他方では『神戸移住教養所概要』における「朝鮮出身」の定義が不明確であり、日本人であった可能性も考えられる⁽¹¹⁾。今後の大きな課題である。

さて、はじめに述べたように、調査の結果、国立移民収容所ができる以前にもブラジルに移住した朝鮮人がおり、その内1名については『高橋レポート』によって報告されている。他、1918年(大正7)入国の朴学基氏⁽¹²⁾、『高橋レポート』で紹介されている1927年(昭和2)6月17日入国の李重祚氏⁽¹³⁾の2名、さらに入国

『朝鮮総督府統計年報』からはブラジル渡航に関する実態を具体的に知ることはできない。

また、数字に関して次のような問題点がある。

1933年(昭和8年)発行『伯刺西爾年鑑』に収められている「邦人住所録」には

姓名：八坂拝正 原籍：権太 製靴業 渡伯
年：昭和六年 家族：九

と権太出身の日本人氏名が記録されている。しかし、『神戸移住教養所概要』では、「権太」出身は1929年(昭和4)が3名、1933年(昭和8)が13名、計16名と異なっている。従って、数字については慎重に扱う必要がある。

(12) 入国年は、伯刺西爾時報社編輯部編『伯刺西爾年鑑』(伯刺西爾時報社、1933年)「住所録」11頁より確認。年齢も不明であるが、朴学基氏を知る人々の証言から判断すると、張昇浩氏とほぼ同年代で、少年時代に移住したものと考えられる。

年月日不明であるが、戦後、朴正熙政権の国策移民受け入れに大きく関与している人物「アオキ」こと金壽祚氏⁽¹⁴⁾である。

これらの資料は、朝鮮人の移動がブラジルにまで広がっていた事実を示すものとして貴重である⁽¹⁵⁾。

2. 旅券の発行とブラジル「自費家族移民」の条件

さて、金永斗氏一家に目を向けると、彼らは契約移民である。ここで、疑問として湧いてくるのは、朝鮮人が果たして日本人に混じって、そもそも国策としてのブラジル移民に応募できたのであろうか。また、朝鮮人が移住を希望する場合、実際にどのような手続が必要だったのであろうか。不明な点が多い。

しかし、事実として日本人との「構成家族」ではなく、純粋な朝鮮人家族として彼らは受け入れられたのである。この事実をふまえ、その法的な根拠が何であったかを考えたい。

2.1. 移民保護法と旅券の発行

「併合」後の官報には次のような府令が載せ

(13) 1912年（大正元）京畿道生まれ。『乗客リスト』に「Yi Chung Chang」という名で登録されている。また旅券には「叔父ニ隨ヒ」（旅券に関することは、高橋幸春「祖国は遠きにありて」『月刊ジャーナリスト』情報センター出版、1982年参照）とあるが、乗船した『乗客リスト』にある「Yi」は1名であり、他の朝鮮名での乗船者もなく、「叔父」の存在を確認することはできなかった。州立移民博物館の移民照会文書でも単身渡航者扱いになっている。

(14) 入国日不明。『乗客リスト』及び『移民名簿』のアオキを調査したが、特定には至らなかった。また、「5. 16軍事革命直後の1961年6月19日にブラジルで開催された世界軍人射撃大会に韓国代表として参加していた鄭仁규大佐と出会い、移民会社を設立し、韓国移民の口火を切ると共に、大韓民国の国策となるブラジル移民の受け手ともなった」（移民第40周年行事準備委員会『ブラジル韓人移民第

られた。

第三條 移民保護法ノ規定ニ依リ移民取扱人ニ依ル移民又ハ保證人ヲ要スル移民ニシテ第一條ノ出願ヲ爲ストキハ移民取扱人又ハ保證人ヲ要ス（後略、傍点は引用者）⁽¹⁶⁾

これにより、渡航時に拘束される法律は「移民保護法」であったと考えられる。朝鮮総督府から出された府令や部令等で、特に朝鮮人に限っての「移民保護法」が出されることではなく、日本人と同じ法律が適応されたものと考えられる。その「移民保護法」には、以下のような規則がある。

第二條 移民渡航ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ（中略）本籍地又ハ寄留地ノ地方長官ニ出願スヘシ（後略）⁽¹⁷⁾

この移民保護法は1896年（明治29）に公布され、1907年（明治40）外務省令として移民保護法施行細則が出た。その後、1929年（昭和4）5月に保証人を取り消す改訂がなされ⁽¹⁸⁾、この改訂によっても朝鮮や台湾などの外地に対

40周年』ブラジル韓人会、2003年、24~25ページ）。戦前、戦中の日系社会では、にぎやかな大通り(CONSOLAÇAN コンソラソン)で家具店を営む成功者の一人とされ、現在でも、「アオキ」氏の名前やその行動に関して、記憶している日本人年配者は比較的多い。

(15)『朝鮮総督府統計年報』で確認できる最も早い朝鮮人の渡伯は1913年（大正3）京畿道出身者1名で、「商業」目的と記録されている。

(16) 朝鮮総督府令第二十七號外國旅券規則明治四十三年十月十五日

(17) 外務省令第三號移民保護法施行規則明治四十年六月八日

(18)「明治四十年六月外務省告示第十四號移民保護法第三條ニ依リ移民ヲシテ保證人ヲ定メシムル地ニ關スル告示ヲ取消ス」（外務省告示第四十九號昭和四年五月二十日）

し、特別に定める条文はなかった。よって、改訂後も朝鮮人移民は、従来通り日本人と同じ法令、規則が適用されたものと考えられる。

一方、旅券については、1910年（明治43）の「併合」により朝鮮人も「帝國臣民」とされ、統監府時代は形式的であれ「外國タルニ因ルモノナルヲ以テ」⁽¹⁹⁾ 韓国人専用の旅券が発行されていたのであるが、それさえもなくなり、日本人と全く同じ旅券が使用されることになった。

併合後ハ臺彌及樺太ニ於ケルト同シク朝鮮ニ於テモ外務大臣ニ於テ旅券ノ發給スルコトナスヘシ從來韓国人ニ下付スル旅券ニハ「韓國臣民專用」ノ文字アリ然レトモ併合後ニ於テハ對外關係上朝鮮人ハ日本人ト同一ニ取扱ハルルコトナルヲ以テ旅券ノ形式ハ両者ニ対シ同一ト為スヲ適當トスヘシ⁽²⁰⁾

しかしながら、朝鮮半島に居住する人々の旅券発行の実務は朝鮮総督府に委ねられることになった。「併合」を受けて、直ちに朝鮮総督府令が出されている。

第一條 朝鮮ヨリ直ニ外國ニ旅行セムトスル帝國臣民ニシテ旅券ノ下付ヲ請フ者ハ書面ニ左ノ事項ヲ記載シ（中略）警務部（京城府ニ在リテハ警務總監部以下之ニ同シ）ニ出願スヘシ（後略）⁽²¹⁾

この第一條は、1921年（大正10）4月13日、朝鮮総督府令第57号で改正され、旅券の申請先

(19) 「外國旅券ニ關スル件」公文別録『韓國併合ニ關スル書類』明治42年～明治43年第1巻、外務省アジア歴史資料館所蔵

(20) 同上

(21) 朝鮮総督府令第二十七號外國旅券規則明治四十三年十月十五日

が「警務部」は「道」に、「警務部長」は「道知事」に改められた。事実、一章で触れた李重祀氏の旅券は「京畿道」交付となっている⁽²²⁾。

その後、外務省から発令された外國旅券規則は、1929年（昭和4）の改訂により「朝鮮、臺彌、樺太及南洋群島ニ於ケル旅券ノ下付ニ關シテハ朝鮮總督、臺彌總督、樺太廳長官ノ夫々定ムル所ニ依ル」⁽²³⁾ という規則が加えられているが、手続き上、大きな改訂は見られない。

以上に基づき、金永斗氏一家の旅券発行について考えてみたい。

『拓務要覧』には次のように書かれている。

移民が外國へ渡航するには先づ行政廳の許可ある事を要する。渡航許可は地方長官が爲すのであって、（中略）移民の渡航許可があつた場合は本人に其の旨通知があるが、許可證は其の府縣廳から直接移民出發地の神戸、横濱、長崎の各縣廳に送付し、此の許可證に基いて此等縣廳は旅券を下付することとなつて居る（後略、傍点は引用者）⁽²⁴⁾

『移民名簿』に残された金永斗氏一家の記録を見ると兵庫県が許可を出している（写真1参照）。一方、『朝鮮総督府統計年報』の出身地別統計には、1931年（昭和6）の欄に金永斗氏の出身地である忠淸南道の出身者に旅券を下付した記録は残っていない。従って、長期であれ一時的であれ、金永斗氏一家は兵庫県、或いはその近辺に居住していたと考えられる⁽²⁵⁾。

更に興味深いことに、送り出し側で使用され

(22) 註2参照。但し、本稿で考察に用いた旅券写真是、高橋氏個人が所有しているものであり、すべて厚意で提供して下さったものである。

(23) 外務省令第四號外國旅券規則昭和四年五月二十日第十七条

(24) 拓務省『拓務要覧』、昭和六年版、560～561頁

たと考えられる『移民名簿』「府縣別表」(筆者は国会図書館所蔵版を閲覧)には「朝鮮」と印字された上から、手書きで「兵庫」に訂正されている[写真3]。彼らはあくまで、日本居住者として扱われていたのである⁽²⁶⁾。

2.2. 家族構成と「自費家族移民」の条件

金永斗氏一家は朝鮮名を使用し、ブラジル移民専門の海外興業株式会社を通じて移住した唯一の朝鮮人家族である。しかも、正式なコーヒー農場の契約移民として扱われている。

ちなみに、ブラジル日本移民史ではすでに周知の事実であるが、金一家の姿を知る上でも、ここで移住の条件を確認しておきたい。

移民取扱人を通じて移住しようとなれば、一時的であれ日本に居住地がなければならない。日伯協会では渡航に際し、朝鮮在住の日本人に対しても次のような条件を出している。

鬱々^{ママ}、朝鮮在住の内地人で、移民取扱ひに依り渡伯を希望する方へは、原籍地(内地の)で手續をとられないと渡航出来ません⁽²⁷⁾。

『移民名簿』では、本籍地として朝鮮の住所が記載されているが、いつ日本に入国したかは不明である。また、移住には一定の家族条件が必要であった。

家族移民の構成は五十歳以下の夫婦と十二歳以上の子供、若しくは夫婦何れかの血

(25) 許可が兵庫県であっても居住地が兵庫県とは限らない。なぜならば、1928年に出発した張昇浩氏の場合、居住地は大阪であったが、旅券の発行地は兵庫県であった。張昇浩氏の旅券については註2参照のこと。

(26) ブラジル日本移民史料館所蔵(旧日本領事館から譲渡)の引き受け側として活用された『移民名簿』には、出身地の記載はすべて朝鮮のままであった。

(27) 福田参二『ブラジル事情と渡航法』日伯協会、昭

縁者で、年齢満十二歳以上五十歳以下ママのものを加へ、三人以上となっている。この基本家族があれば、それ以上は何人でも同伴が出来る⁽²⁸⁾。

これらの家族条件をクリア一できれば、4人目以降については年齢制限はない。一家は、家長49才、妻43才、長男18才、二男14才、三男12才、長女7才という構成である。彼らは、必要な家族構成の条件を十分に満たしていた。

どのような経緯で、海外興業株式会社に応募し、応じてもらえたか、今となっては知るよしもないが、事実として、朝鮮人家族移民が受け入れられたのである。しかし、当時は拓務省による補助金制度が始まっていたり、この「まにら丸」では金永斗氏一家だけが「自費家族移民」として扱われている⁽²⁹⁾。「自費家族移民」とは、「市町村長より、無資力證明の得られない者、即ち渡航費支辨の資力のある者」⁽³⁰⁾をいう。

なお、保証人については1929年の改訂で必要がなくなり、これで条件は整ったわけである。

金一家が出発する前年の1930年に日伯協会から出版された『ブラジル事情と渡航法』という案内書には、移民会社に依託するに当たり、必要書類として、渡航許可や旅券はもちろんのこと、戸籍謄本、納税や兵役、刑罰に関する市町村長の証明や健康診断書等、さまざまな書類があげられている。それらを全部揃えるためには、それ相当の理解力と正確な日本語力も必要であろう。また、自力でそろえることができなければ、依託しなければならず、その費用もか

和5年、41ページ

(28) 浦田芳朗『南米ブラジル渡航案内』昭和2年(初版大正15年) 大阪毎日新聞社・東京日日新聞社、161ページ。正しくは50歳未満である。この原則は1929年(昭和4)移民保護法改正後も変わらない。

(29) 他船においては、日本人でも自費家族移民は多数存在する。

(30) 福田参二編輯『ブラジル事情と渡航法』日伯協会、1927年、27ページ

さんだであろう。

渡航費については「船賃は大人一人に付（十二歳以上を大人と云ふ）貳百圓、七歳以上十二歳未満百圓、三歳以上七歳未満五拾圓」が必要で、その他「乗船手続の諸費用一人に付き約八圓」「船中の小遣一人約拾五圓」「支度金及び必需品等を合した約五拾圓乃至八拾圓位」⁽³¹⁾が必要であった。一家は大人5人と小人1人で、少なくとも1538円が必要であった。1930年（昭和5）、近畿地方における工場労働者の1日平均賃金は1.847円⁽³²⁾、1ヶ月で約50円余りであったから、すぐに準備できる数字ではない。

ともかく渡航許可がおり、国立移民収容所にて検査に合格し、さらに研修を終え、1931年（昭和6）6月29日、彼らは「まにら丸」にて無事神戸港を出港するに至ったのである。

3. 資料から見える戦前、ブラジルでの生活

当時、日本政府は独立運動などを警戒し、在外朝鮮人についても、その状況の把握に努めていた。しかし、ブラジルに関しては、1932年（昭和7）までの調査では在住者3名となっているにもかかわらず、1933年（昭和8）の調査結果では0名とされ、政府が正確に把握していたとは言い難い⁽³³⁾。移住者たちも政治的活動を目

的とせず、純粋に労働を目的としていたからでもあろう。その労働者としての金一家を資料から追ってみたい。

1931年8月28日サンタス港に到着。サンパウロ移民収容所に移動し、研修を受けた後、契約通りにソロカバナ線バラグアツー駅フルツタール植民地〔写真4〕別名太陽植民地⁽³⁴⁾という日本人経営のファゼンダに入植している。またこのファゼンダに入植したのは彼らだけであった。そこはサンパウロ州北西約500km当たり、サンパウロ市内からはかなり離れた奥地で、パラナ州近くに位置している。これら奥地では、初期移住者で、成功した日本人の手による植民地経営が始まっていたのである。

ここで、『移民名簿』に見られる金一家の雇用条件〔写真5〕の内容をまとめておく。雇用主は小林市太郎氏⁽³⁵⁾、契約は1年であった。コーヒーの樹1000本に対する1年間の管理費は200ミルで、多くの入植者は150ミルであったから、良い方であった。コーヒーの収穫量1俵あたりの価格は1ミル500レイスで、他の入植者と同じ価格であった。ただし、1俵の袋の容量がちがい、他のファゼンダでは110リットル入りの袋に対し、彼らのファゼンダでは120リットルの袋であった。また、日給は4ミル（食事代は含まれない）で1ヶ月ごとに支払うという条件⁽³⁶⁾で、受け取りは2ヶ月や3ヶ月に1回というファゼンダが多いことを考えると、若干安い

(31) 『ブラジル事情と渡航法』日伯協会、1930年、32～34ページ、参照

(32) 『完結昭和国勢総覧第三巻』東洋経済新報社、1991年19ページ、参照

(33) 外務省通商局編『海外各地在留邦人人口表』における1930年（昭和5）～1932年（昭和7）調査の「在外邦人国勢調査職業別人口」によると、ブラジル在住朝鮮人は3名と記録されている。しかし、1933年（昭和8）から0名と記載されるなど、数字は再検討が必要である。

(34) 開拓地に伸びていた鉄道沿線の駅名が地名を表すのに用いられた。なお、「フルツタール」の名は、

ブラジル人のその地方に対する呼称で、日本人入植者は「太陽植民地」と呼んでいた。（八重野松男『今日のブラジル』ジャパン・タイムス社、昭和4年、758ページ—石川友紀監修『日系移民資料集南米編第12巻』日本図書センター、1999年所収—参照）

(35) 小林市太郎氏は茨城県出身で、1924年（大正13）入国。（「邦人住所録」『伯刺西爾年鑑』伯刺西爾時報社、1933年、405ページ）

(36) 「まにら丸」乗船家族の入植地8力所のうち、5ミルが2力所、4、5ミルが1力所、4ミルが5力所であった（写真5）。

ものの、数字で見る限り、彼らが特に差別的悪条件で雇用されたというものではなかった。

但し、移住開始当初の移民に比べるとかなり安くなっている。一家が移住した頃は、1929年から始まった世界恐慌の影響で、未精選コーヒー豆の価格は、1928年では1俵70ミルレイスだったものが15ミルレイス、さらに1930年には1俵8ミルレイスにまで落ち込んだ⁽³⁷⁾。1931年に「まにら丸」で来伯した契約移民たちの1俵当たりの価格は1ミル500レイスである。これは農民からの買い取り価格であるが、非常に安くなっていることがわかる。また、日本人経営の新植民地の労働コストは割安と考えられていた。しかし実際に植民した人々にこの条件の良否を聞くと、重要なのはコーヒー栽培に適した良い土地かどうかで、コーヒーの出来高が最も重要であった⁽³⁸⁾。

1933年に発行された『伯刺西爾年鑑』⁽³⁹⁾によると、一家は太陽植民地⁽⁴⁰⁾すでに独立農業を営んでいたとされている。「邦人住所録」には多くの日本移民が把握されているが、独立農として生計を立てていた日本人はそう多くはない。まだまだコロノ（契約労働者）が多く存在していた。しかし、金永斗氏は独立農業者として生活していたのである。太陽植民地58所帯のうち、独立農17名、請負農10名、コロノ28名、無記名3名という内訳である。コロノはそのほとんどが昭和以降の移住者であり、一方、独立

農業者は昭和期に入植した者は金永斗氏を含め、わずか2名で、ほとんどが大正期の入植者である。即ちコロノから独立農になるには年数が必要なのである。独立農業者の土地面積の平均値が約21.2ヘクタールに対し、金永斗氏の所有地は22ヘクタールもあり、30ヘクタール1名、40ヘクタール以上の大土地所有者が3名という数字を考慮すると、かなりの広さであったことが分かる。独立して農業を営むには土地を購入する資金がなければならない。金永斗氏には、その資金があった、或いは資金の貸し手がいたということになる。また、当時は働き手が多くいたものが成功したということである⁽⁴¹⁾。但し、他の独立農業者がコーヒーを栽培していたのに対して、金永斗氏には記述がなく、何を栽培していたかを知る資料は発見されていない。

4. 戦後、在ブラジル朝鮮人として

4.1. 朝鮮人金永斗氏一家

戦後、金一家に彼らと出会った人々の話から、家長金永斗氏と妻李玉貞氏、そして長男金哲洙氏はすでに亡くなり、二男金昌洙氏、三男金達洙氏、長女金蕙郷氏の3人だけが残されていた。この残された兄弟について具体的な記憶を持っている人は希であり、その貴重な存在の一人、1956年入国（以下、56年入国）の金昌彦

(37) コーヒーの価格については、移民八十年史編纂委員会『ブラジル日本移民八十年史』（移民80年祭典委員会、ブラジル日本文化協会、1991年、73ページ）参照

(38) ブラジル日本移民史料館元副館長中山保己氏の話。2005年7月、ブラジル日本移民史料館で伺う。

(39) 年鑑の発行元である伯刺西爾時報社は、『伯刺西爾時報』という移民組合の機関紙的性格が強い新聞を発行する新聞社で、さらに当時の社長黒石清作氏は、外務省の推進で作られた移民組合の教育部長も務めていた（太田恒夫：『「日本は降伏していない』文藝春秋、1995年、154ページ、参照）従って、こ

の年鑑は情報量も多く、信頼性がある。

(40) 「大正一二年（一九二三年）頃の開拓で丸林久次郎氏黒岩秀吉氏荒毛勝市氏が重鎮である。現在六十一家族三五九名の集団地で小林市太郎氏の精米及び珈琲精選工場が異彩を放つて居る、珈琲樹數三十六萬三千、四分の三迄が成樹で、地主十四家族、請負者四十七家族が一萬俵の収穫を擧げて居るから相當なものである。」（『邦人植民地誌』『伯刺西爾年鑑』、52ページ）

(41) ブラジル日本移民史料館元副館長中山保己氏の話。2005年7月、ブラジル日本移民史料館で伺う。

氏（1933年ハルピン生まれ、咸鏡南道出身）は、一家が契約移民として日本を離れることができたのは、「昌洙氏の父親（金永斗氏－引用者補記）の知り合いに有力な政治家がいたらしく、朝鮮王朝時代の両班階級だったと聞いた」⁽⁴²⁾という。同じく56年入国のユ필ホ氏（1933年黄海道生まれ）は、「父親は知事であったと聞いたことがある」という⁽⁴³⁾。いずれにしても、移住には財力、それなりの知識等が必要であることから、彼らの証言は信憑性がある。

二男金昌洙氏について貴重な証言がある。56年入国の孫天基氏（1924年ソウル生まれ。2006年4月6日逝去）が、サンパウロ市中心部ほど近いイピランガ（IPIRANGA）にあった金昌洙氏の自宅に初めて訪ねたところ、「家の周りには太極旗が掲げられていた」という。「その愛国ぶりは凄まじいものがあった」と氏は振り返る。

1962年8月15日、金昌洙氏はブラジル韓国系コロニアの民族団体である僑民会（後、韓人会と改称）の第1代会長に選出される〔写真6〕。当時、韓国政府から指示を受け⁽⁴⁵⁾、この会の準備委員として中心的に活動していた高光珣氏（1919年1月11日平壤生まれ。1962年韓国政府の文化使節団として入国）は推薦理由を次のようにあげている。まず、金昌洙氏はブラジル社会を熟知していて、双方の言語が操れたこと。次いで、当時北朝鮮から50数名が入国していたが、それらのグループと関係が薄いこと

である。しかし、決定的な要因としては、教養の高さを上げている。戦前戦後を通じてブラジルに渡ってきた韓国人の中で、ただ一人漢文で書かれた「三・一独立宣言文」を韓国語で流暢に読み上げることができたというのである⁽⁴⁶⁾。

では、なぜこのような語学力を維持できたのであろうか。恐らくは、父、金永斗氏の教育方針が強く影響していたものと思われる。この件について高光珣氏は「自分が僑民会の準備委員を務めたので、はっきりと記憶している」と念を押した上で、「父親は（金永斗氏－引用者補記）は日本人とは絶対交わらないように子供たちに言いつけたらしく、家庭では日本語は使わなかったと言っていた」と語った⁽⁴⁷⁾。

4. 2. ブラジル社会への順応

さらに、他の戦前移住者と大きく相違している点が金兄弟にはあった。戦前移住者のほとんどが戦後も継続して日系コロニアで生活の糧を得ていたのに比べ、彼らは日系コロニアからは離れて暮らしていたことである⁽⁴⁸⁾。

高光珣氏が金昌洙氏に出会った頃、金昌洙氏はブラジル人経営の会社で働いていた。会社はサンパウロの中心にあるセ広場にあって、すぐ近くには現存するカトリック教会があった。高光珣氏が住んでいたグリセーリョ（GLICERIO）とも近く、当時高光珣氏宅にはまだ電話がなかったこともあって、直接会って連絡を取り合ったので、記憶も鮮明であるという⁽⁴⁹⁾。さら

(42) 2005年6月29日、金昌彦氏の妻である三田恵美氏経営の食堂にて聞き取り。

(43) 2005年7月、ユ필ホ氏自宅にて聞き取り。

(44) 2005年7月、孫天基氏自宅にて聞き取り。

(45) 当時ブラジルには、朝鮮戦争中捕虜となつたが、休戦協定後も本国帰還を拒否し、第三国移住を希望した人々、即ち1956年入國の人々がブラジルには多数居住していた。また、朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮）もブラジルへの動きを開始しており、そのため、韓国政府はそれらの人々の掌握と、民族団体の組織化を高光珣氏に指示をした。高光珣氏は

「韓国政府から以北（北朝鮮－引用者補記）から来ていた人物をしっかりと把握し、こちら側にまとめるようにいわれた」と語った。（2005年7月、高光珣氏経営のレストランにて聞き取り。）

(46) 2005年7月、高光珣氏経営のレストランにて聞き取り。

(47) 同上

(48) 張昇浩氏は日系コロニアの産業組合勤務、金壽祚氏はコンソラソン（CONSOLAÇAN）で家具商を経営、李重昶氏も日系の南米銀行等で運転手をしていた（彼らを知る人々全員一致の証言）。

に、張昇浩氏の二女三田恵美氏（1940年サンパウロ生まれ）の記憶では（次項参照）、金昌洙氏はサンパウロの北部約180km、ミナス・ジェライス州の近くにあるリンドーヤ（LINDOYA）に住んでいて、ブラジル人経営のホテルで支配人として働いていたということである⁽⁵⁰⁾。

これらの証言から、金兄弟は日系社会ではなく、ブラジル社会にとけ込んでいたことがわかる。また、戦前に移住した朝鮮人は、独身者1名を除いて全員日本人女性と結婚していたのに対し⁽⁵¹⁾、彼はその時点でブラジル人女性を娶っていたのである。長女恵美氏もブラジル人男性と結婚し、離婚した、という複数の証言を得ている。ただ、二男達洙氏の情報は得られなかつた。

4.3. 同胞との交流と隔絶

ブラジルで初めて出版された『在伯基督新教々徒名簿』（1932年版）には、青年時代の「張昇浩」の名前とともに、「金永重」という名前が確認できる。朝鮮出身はこの2名だけであるが、この名簿に記録されている住所と『移民名簿』にある住所が同じであることから、この「金永重」は金永斗氏と同一人物であると考えられる。所属教派が記載されていないことから、だれかに誘われて参加していた可能性が高い。戦後、金昌洙氏は、プロテstantではなく、カトリック教会に通っていたという⁽⁵²⁾。

この資料から金永斗氏は1931年の入国間もなく、張昇浩氏（1928年入国）と出会っていた

と考えられる。加えて、偶然の一致か二人の故郷は同じ忠清北道であった。

戦後も張昇浩氏一家との交流は続いていた。二女三田恵美氏が戦後の交流をあらわすひとつのエピソードを語ってくれた⁽⁵³⁾。恵美氏が結婚する前、従って1960年前後と考えられるが、リンドーヤにあった金昌洙氏宅に数日間いたという。それは、三田恵美氏のある行動が父張昇浩氏の逆鱗に触れ、市内から遠く離れた金昌洙氏の家に父の言いつけて無理矢理行かされた結果であった。この話は張昇浩氏と金昌洙氏二人の交流の深さを物語つていよう。

ところが金昌洙氏兄弟は張昇浩氏以外の戦前入国者とはあまり積極的な交流はなかったようである。それは次の内容から確認できる。

1956年2月6日、朝鮮戦争終結後も本国に戻らず、第三国移住を希望した同胞の入国に当たって、張昇浩氏、金壽祚氏、李重祚氏の三名はブラジル政府の要請を受け、リオデジャネイロの空港まで出向いている⁽⁵⁴⁾。しかし、金兄弟も共に出向いたという事実はない。またその直前、上記三名は韓国政府の「金南米派遣特命使節マ」やブラジルの政府役人を迎へ、在伯韓国人の会「高麗会」を事前に発足させていた⁽⁵⁵⁾。が、この場にも金兄弟が参加した形跡はない。

しかしながら、新しい同胞を迎へ、今までとは違い、友好関係を築きはじめたかに見えた（四章1項参照）。が、それも長続きはしなかった。

確かに1962年8月15日に発足した「在伯僑民会」に参加し、金昌洙氏は第一代会長に就任

(49) 2005年7月、高光珣氏経営のレストランにて聞き取り。

(50) 2005年6月29日、三田恵美氏経営の食堂にて聞き取り。2005年8月現在、リンドーヤでの韓国人に関する情報は、66年入国者の韓国系会社が一社あったが、調査の結果、金一家とは無関係であった。

(51) 朴学基氏は、妻ヨシ子（『在伯日本移植民廿五年記念鑑』1934年、聖州新報社）、張昇浩氏は1938

年三田百合氏と結婚。金壽祚氏も日本人女性と結婚していたという複数の証言を得ている。

(52) 2005年6月29日、三田恵美氏の証言。自営の食堂にて聞き取り。

(53) 同上。

(54) 1956年2月7日付け、パウリスタ新聞（ブラジル）参照。

(55) 同上

した（在任1年）⁽⁵⁶⁾。ところが、続々とやって来る韓国人達に対し、借家の保証人にならざるを得ない状況が起きたのである。金昌洙氏は当時数少ない「家持ち」であった。いつ、何人の保証人になったのかは定かではない。しかし、結果的にこの後、同胞との交流が途切れたのである。この件に関して、1963年入国のA氏（匿名希望）は、「自分は彼とは直接会っていないが」としながらも、「1965年に三田ハラボジ（張昇浩氏－引用者補記）から直接聞いた話です」と言って、「金昌洙氏は僑民会第1代会長だったが、何人かの韓国人の保証人になって、家賃を肩代わりさせられ、罰金を支払ったという話を聞いた。金昌洙氏の婦人はブラジル人であつたため、その件を大変嫌い、家庭不和になることを恐れ、その後韓国人社会とは縁を切った」⁽⁵⁷⁾と語ってくれた。

その後の金昌洙氏兄弟の足取りは不明である。金昌洙氏には子供はなく、2005年8月現在、韓人会でも金永斗氏一家及び遺族等の消息は掴めていない。

おわりに

日本の国策として打ち出されていたブラジル移住に、正式な契約移民として朝鮮人一家が受け入れられ、入植していた事実の発見は、朝鮮・韓国移民史、ブラジル日本移民史、現在の日系ブラジル社会に新たな1ページが加えられた。

契約移民であった金永斗氏一家に関する資料は、現在のところ限られたものであるが、必要な手続さえ終了すれば、ブラジル移住は可能であったということを示唆する。また、証言から、金永斗氏一家はある程度の経済力があり、教養のある一家であったと推測される。彼らに関する

(56) 移民第40周年行事準備委員会『ブラジル韓人移民第40周年』ブラジル韓人会、2003年、40ページ。

(57) 2005年8月8日、筆者滞在所付近のコーヒー

る特別な活動記録は現在のところ見つかっておらず、移住の目的は独立運動のような政治的な理由ではなかったものと考えられる。ブラジルにおいては普通の農民、市民であった。また、入国直後から張昇浩氏と交流があったことから、キリスト教となんらかの関係性がうかがわれるが、今後の課題としたい。

一家の特徴は、植民地時代他の朝鮮人移住者が日系コロニアを生活圏にしていたにも関わらず、戦後の彼らはブラジル人社会で生活していた、唯一の戦前移住者であるという点である。そして、日系コロニアで生活していた戦前からの同胞とは積極的な交わりを持とうとはしなかった。その理由はやはり、父金永斗氏の教えを守り、日本的なものを避けていたのかもしれない。ブラジル移住の動機も日本脱出にあつたかも知れないが、憶測の域を出ない。

また、新しい入国者に対して、朝鮮・韓国の愛國者を装っていた。にもかかわらず、韓国系コロニアが形成されようとする時、自ら韓国人社会と縁を切ってしまった。次々とやって来る同胞の「保証人」という予期せぬ事態に対し、すでにブラジル人女性と人生をスタートしていた彼は、苦しい選択を迫られたに違いない。

しかしながら、彼らの果たした役割は、例え植民地時代であれ、自らの意志でコーヒー農園の契約移民として朝鮮人もブラジル移住を果たしたという点、また短期間であれ韓国系コロニア初期の僑民会第1代会長を務めたという点で注目されるものである。

ショップにて聞き取り、2006年10月13日電話で確認。1965年という年はA氏が入国して間もなかったため、印象深く、確かな記憶であるという。

写真 1

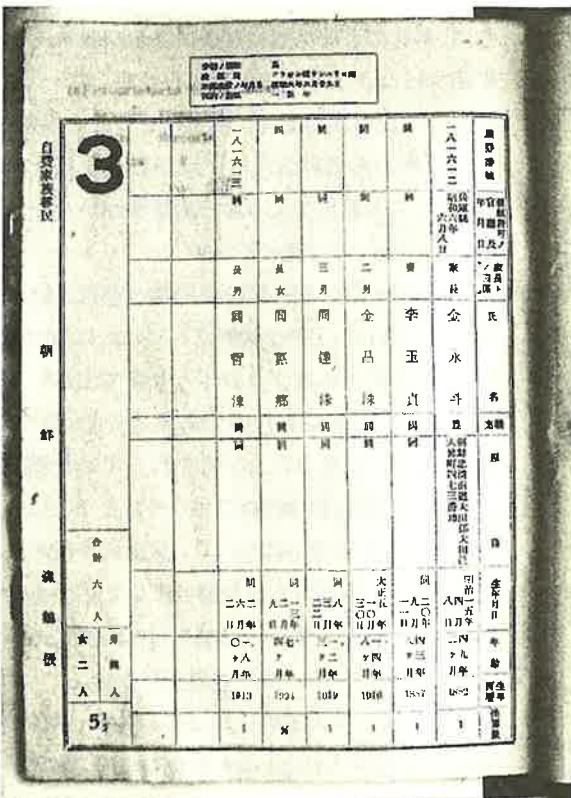
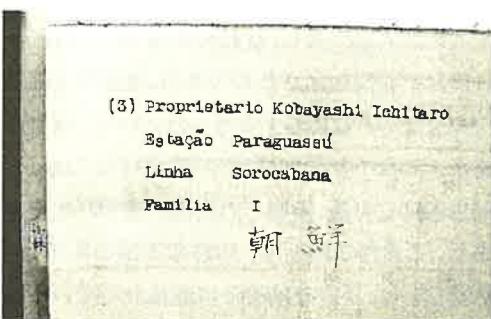


写真 4

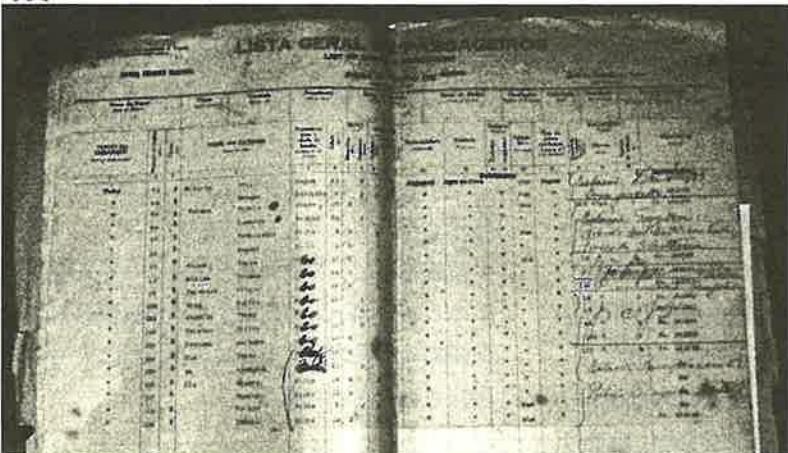


『第百六拾七回伯刺西爾國行移民名簿』

家族名簿(写真1)の前頁に入植地(写真4)が示されている。

(ブラジル日本移民史料館所蔵)

写真2



104	3	Kin	Yelito	<i>Connelly</i>	43
105	3	Ri	uyakutei	<i>Gardiner</i>	43
106	3	Kin	Shoshu	<i>Elmo</i>	14
107	3		Taschu	<i>Fisher</i>	12
108	3		Kekkyo	<i>Fisher</i>	?
109	3		Taschu	<i>Fisher</i>	18

LISTA GERAL DE PASSAGEIROS ~PARA O PORT DE SANTOS~

左は金永斗一家（マニラ丸便）、右頁写真2bは張昇浩（もんてびでを）
丸便）の名前が記載されている。（サンパウロ州立移民博物館所蔵）

日本植民地時代に「契約移民」としてブラジルへ移住した朝鮮人一家

写真 3

『第百六拾七回伯刺西爾國行移民名簿』

上は、移民受入れ側（ブラジル日本移民史料館所蔵）
下は、送り出し側（国会図書館所蔵）で使用したものと考えられる。

表別縣府民移行國爾西刺伯回士拾六百第

便丸にま頃出原神月九日六経衣和附

寫真2 b

497	3	Kodama	Kotsu	1942-12-1	B
498	3	Cho Shio Ken		1942-12-1	B
499	3	Kawashima	Baruchashi	1942-12-1	B

Nº	PROPOSTO POR	Pecuária	Educação	Linha	Nº de familias	Tributo de milha por milha	CONFERTA DE CAFE			dias de serviço sem conta	Pagamento	Intérprete
							um saco com 100 kg.	100 kg.	100 kg.			
1	Mario Mirelles	são João	Estatística	Rogynn	4	150,000 (100 kg.) 150,000 (100 kg.)	IIO L.11500	41000	3 em 30. 山神重義			
2	Dr. Dino Puccio Filho	são João	Serrana	-	4	150,000	-	15000	41000 *	寺田政介		
3	Kobayashi Ichiitaro	小林市たかじ	Paraguassu	Gorocubana	I	100,000	IIO L.11500	41000	general			
4	Makuya Tokashiki	中村 武	Premiação	Norte	I	150,000	IIO L.11500	41000	3 em 30.			
5	Tsurumi Toshitaro	鶴嶋 太郎	-	-	I	150,000	-	15000	41000 *			
6	Tajima Nusshichi	田島 美次	-	-	I	150,000	-	15000	41000 *			
7	Matsumoto Shinji	松野 新次	Barolandia	-	I	150,000	-	15000	61000 *			
8	Aoyama Kenjiro	青山 喬吉郎	Lins	-	I	200,000	-	15000	51000 *			
9	Antonio Matilato da Cunha	Antônio Antônio	Tayuya	Paulista	I							

欄作種作
1. 菓子屋・菓子交代・欄作種作
2. 地内一耕ノ農、一耕ノ農及種作種作
3. 地内一耕ノ農、一耕ノ農及種作種作
4. 地内一耕ノ農、一耕ノ農及種作種作
5. 地内一耕ノ農、一耕ノ農及種作種作
6. 地内一耕ノ農、一耕ノ農及種作種作
7. 地内一耕ノ農、一耕ノ農及種作種作
8. 地内一耕ノ農、一耕ノ農及種作種作

写真5

『伯刺西爾行移民名簿』(ブラジル日本移民史料館所蔵)

No. 3が金永斗氏の労働条件



写真6 1962年8月15日第1回在伯僑民会総会後の記念写真(ブラジル韓人会所蔵)

前列左から3人目、前で手を合わせている人物が金昌洙氏、

その右に一人おいて白のスーツの人物が張昇浩氏、

2列目右端が高光珣氏

正誤表

P.95 右段 13 行目

誤 よって、13名のうち7名は……

正 6名は

P.95 注 11 右段 6 行目

誤 姓名：八坂存正……

正 姓名：八坂昌正

P.102 右段 1~2 行目

誤 と考えられる。加えて、偶然の一致か二人の故郷は同じで忠清北道であった。

正 と考えられる。